

## フロン類回収業者（登録・登録の更新）申請書添付書類一覧（○：必須、△：該当する場合）

法施行規則第50条		具体例	個人	法人
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。)	○ 注1	
2	登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書		○ 注1
3	申請者が法第56条第1項第6号に規定する <b>未成年者である場合</b> には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書。)	★法定代理人(個人) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(本籍地の記載があるもの。マイナンバーの表示がないもの。)	△ 注1	△ 注1
		★法定代理人(法人) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	△ 注1	△ 注1
	申請者がフロン類の回収の用に供する設備の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	<input type="checkbox"/> 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等の写し	○	○
4	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	<input type="checkbox"/> 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し	○	○
5	申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面	<input type="checkbox"/> 別紙 <u>登録添付書類-002</u>	○	○
その他	申請手数料(県証紙) ※松江市・島根県共同設置松江保健所のみ現金	新規5,000円 更新4,000円	○	○

\*申請内容によっては、その他必要な書類を求める。

注1) 「登記事項証明書」及び「住民票の写し」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。(申請時に受付窓口で原本照合を行う。)